

令和8月1日より、押印見直しに伴い開発許可関係及び宅造関係の 各種申請書の様式が変わります。

国の規則改正及び本市細則一括改正に伴い、各申請書の押印欄を廃止します。令和3年8月1日以降の申請につきましては、新様式で御提出いただきますようよろしくお願いいたします。新様式についてはホームページに掲載しております。

**なお、土地所有者等の同意書、委任状、承諾書、理由書等申請者等の意思確認が
特段に必要とされるものについては引き続き押印を求めます。また、同意書につ
いては様式が新しくなっていますのでご注意ください。**

※以下のものについては押印不要です。（今回押印廃止されたものは下線部のとおりです。）

○開発許可関係

設計説明書（第1号様式）、設計者の資格に関する申告書（第3号様式）、開発許可申請者の資力及び信用工事施行者の能力に関する申告書（第5号様式）、開発行為変更許可申請書（第5号様式の3）、開発行為の変更届（第7号様式）、工事着手日等届出書（第8号様式）、工事完了公告前の建築等の承認申請書（第11号様式）、主要公共施設に関する費用負担の申出書（第12号様式）、建築物の敷地等に関する特例許可申請書（第13号様式）、予定建築物等以外の建築等の許可申請書（第14号様式）、地位の承継届出書（第17号様式）、地位の承継承認申請書（第18号様式）、都市計画事業地内における建築等の許可申請書（第19号様式）

開発行為許可申請書（別記様式第二、第二の二）、工事完了届出書（別記様式第四）、公共施設工事完了届出書（別記様式第五）、開発行為に関する工事の廃止の届出書（別記様式第八）、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書（43条許可申請書、別記様式第九）、設計書一式

○宅造許可関係

裁決申請書（別記様式第一）、宅地造成に関する工事の許可申請書/通知書（様式第二）、宅地造成に関する工事の完了検査申請書（様式第三）、届出書（様式第五～七）